

財形期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは一口1,000円以上とし、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を支払機関または事業主を通じて預入できるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行に替え、預入れ残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は預入のつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金(表記3.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元金および新たな預入額を含みその合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元金をまとめて一口の期日指定預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、継続停止の申し出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

①満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。

満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

③前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。

④前記①または②により、定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定がなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとにその預入金日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および預入日(継続をしたときにはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 …当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 …………… 当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

②前記①の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の金額または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A 6か月未満 ……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 ……………2年以上利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 ……2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 ……2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 ……2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 ……2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とします。

5. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

この他、「財形預金共通規定」をご参照ください。

以上